#### 主 文

- 被告が原告に対し昭和六二年四月一八日付でした地方公務員災害補償法に基づ く公務外災害認定処分を取り消す。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 事実及び理由

第一 請求

主文と同旨

事案の概要

争いのない事実等

原告(昭和一四年九月七日生)は、佐賀市消防本部に勤務する消防吏員である が、昭和四四年八月八日午前一一時四五分ころ、佐賀市〈以下略〉旧国道三四号線 佐嘉神社角交差点において、消防車の後部ステップに乗り、火災現場へ緊急出動 中、右交差点南側から北進してきたA運転のタクシーを避けようとして右消防車が 道路北側の信号機柱に激突横転した際(以下、右事故を「本件事故」という。)、 路上に投げ出され、下顎骨骨折、下腿骨骨折、右足関節捻挫、歯牙欠損(以下、 「初発傷病」ともいう。)の傷害を負った。

被告は、地方公務員災害補償法(以下「地公災法」という。)に基づき、原告 の右各傷害を公務上の災害であると認定した。原告の右各傷害は、昭和五二年六月 三〇日までにすべて治癒し、同年九月一二日までに総額一六一万五一二一円が療養補償として被告から支給された(乙第三、第五号証)。また、原告は、本件事故の加害車両の運転者Aとの間で、昭和四五年八月三一日、本件事故により原告が被っ た損害の賠償について示談し、同人から示談金として治療費三三万五五〇〇円及び 慰謝料一六万四五〇〇円合計五〇万円の支払を受けた(乙第六号証の8)。原告 は、昭和四六年二月ころ、本件事故に基づく後遺障害(一二級)についての損害賠 償として自賠責保険金三一万円の支払を受けたため、地公災法五九条により、被告からの障害補償給付は受けなかった(乙第六号証の1ないし7及び弁論の全趣 旨)

3 前記歯牙欠損の内容及びこれに対する治療は次のとおりであり、昭和四五年四月末ころまでに右治療が終了し、被告は原告に対し間年一二月二五日右治療を行っ た江口歯科医院の治療費一九万二二〇四円を療養補償として支給した(甲第二 証、乙第三号証)

(1) 歯牙欠損の内容

上顎部の損傷

- 右側中・側切歯、左側中・側切歯外傷による歯牙脱落 右側上顎犬歯外傷による顎骨内脱臼陥没
- 外傷による歯槽及び軟組織損傷

下顎部の損傷

右側側切歯より左側側切歯まで下顎骨外傷による骨折

治療 (2)

上顎部に関する治療

- (1)右側犬歯抜歯
- 軟組織の縫合
- 上顎五歯の欠損に対し、右側第一、第二小臼歯、左側犬歯、第一、第二小臼歯 を支台歯とし、欠損部はレジン前装ダミーとする白金加金架工義歯(以下「本件義 歯」という。)を装着

下顎部に関する治療

- 印象を採得してシーネを製作し、骨折部の暫間固定 **1**
- **(2**) 約一ケ月後に固定を撤去

原告は、昭和六一年一一月一七日、江口歯科医院で受診し、本件義歯破損(以「本件傷病」という。)と診断された。そして、早急に本件義歯を除去して新 4 しい補綴物を製作装着する必要があると指摘された。(甲第二号証)

原告は、被告に対し、昭和六二年二月一八日、地公災法に基づき本件傷病につ き公務災害の認定請求をしたところ、被告は同年四月一八日、本件傷病を公務外の 災害(再発には該当しない。)と認定した(以下「本件処分」という。)。 原告は、右認定を不服として、同年六月五日、地方公務員災害補償基金佐賀県支

部審査会に審査請求をしたが、同年一一月二六日、右請求が棄却されたため、更に同年一二月二二日、地方公務員災害補償基金審査会に対し再審査請求をしたが、昭和六三年一一月九日、再審査請求棄却の裁決がなされ、平成元年一月一九日右裁決の送達を受けた。

そこで、原告は、同年四月一八日、本件処分は違法であるとして、その取消しを 求めて本訴を提起した。

## 二 争点

本件の争点は、本件傷病が初発傷病の再発と認められるか否かであり、この点に 関する当事者の主張は次のとおりである。

## 1 原告の主張

原告は、本件事故により歯牙を欠損していなければ本件義歯を装着する必要はなく、本件義歯を装着していなかったならばその摩耗等による本件傷病も生じなかったから、本件傷病は初発傷病の再発と認められる。

#### 2 被告の主張

療養補償の対象となる傷病の「再発」とは、一旦治癒とされた者について、その後にその傷病またはその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関して、再び療養を必要とするに至った場合、すなわち、① 自然的経過により症状が悪化した場合、② その傷病の原因となった事故及びその傷病と相当因果関係をもって別の傷病が発症した場合、③ 治癒と認定した後に医学の進歩などにより医療効果が期待されうるにようになった場合、をいう。

本件の場合、初発傷病は昭和四五年四月末ころ本件義歯の装着によって治癒したものである。これは治療により完全に治癒した場合とは異なり、所謂症状固定により障害を残して治癒したものである。そして、障害については、「三歯以上に歯科補綴を加えたもの」(一四級二号)として障害補償がなされた(但し、自賠責保険から原告に対し一二級の後遺障害に対する損害賠償金として金三一万円の支払がなされたため、地公災法五九条により、被告からの障害補償給付はなされなかった。)。

た。結局、本件傷病は、架工義歯を装着した場合に通常予想される範囲内のものであり、障害補償によりカバーされるべきであって(更に、原告は、本件事故の加害車両の運転者Aとの間で、昭和四五年八月三一日、本件事故により原告が被った損害の賠償について示談し、示談金の支払を受けているが、原告は、右示談により、工義歯を長期間使用して生じる摩耗等による損害についても、通常予想される損害として、賠償を受けているのである。)、特に症状が悪化したものとはいえないまた、本件傷病は治癒後一七年という長期間の経過により、加齢による歯肉の退結や、日常生活における長期間の使用による摩耗によって寿命切れとなって生じい。であって、本件事故と相当因果関係が認められる別の傷病の発生ともいえない。そして、医学の進歩などにより医療効果が期待されうるようになった事情も認められないから、本件傷病は初発傷病の再発とは認められない。

### 第三 当裁判所の判断

# 一本件傷病の内容

本件傷病は、前述のとおり本件義歯の破損であるが、その内容は、欠損部ダミーの前装レジンの摩耗による破損及び上顎左第一小臼歯の支台冠の頬側に摩耗によりこか所穿孔があるというものであり、そのため、咬合状態が不良であることに加え、時々右歯が冷水にしみることがあり、その歯を含めた支台歯四本(上顎左右の第一、第二小臼歯)について歯髄充血の疑いが認められ、これをそのまま放置しておくと歯髄炎に発展する可能性が高いのであって、歯髄充血の疑いに対する処置としては、不良になった本件義歯を除去して支台歯の状態を肉眼やレントゲンで検査し必要な処置を施したうえ新たに義歯を作り直す必要があることが認められる(甲第一ないし第三号証、証人Bの証言)。

### ニ 再発の有無

1 地公災法は、職員が公務上負傷した場合に療養補償給付を行う旨規定している (二五条ないし二六条)。療養の範囲については、療養上相当と認められるものと されており(二七条)、治癒(医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に 対する療養の効果を期待しえない状態(療養の終了)となり、かつ、残存する症状 が自然的経過によって到達すると認められる最後の状態(症状の固定)に達したこ と)の時点で障害が残っている場合には障害の程度に応じて一定額の障害補償給付 が行われることになる(二九条)。

しかしながら、一旦治癒と認定された場合にも、その後傷病が再発した場合は、

公務上の災害として療養補償給付の対象となるというべきであって、再発と認められるためには、右治癒の意義及び障害補償給付の趣旨に照らし、(1) 現傷病と公務上の災害である旧傷病との間に相当因果関係が存在すること、(2) 現傷病の症状が旧傷病の治癒時の症状に比して増悪していること及び(3) 治療の効果が期待できることが必要であると解するのが相当である。

2 そこで、以下、本件傷病が初発傷病(歯牙欠損)の再発と認められるか否かについて検討する。

(1) まず、因果関係について検討するに、人工的な架工義歯は、装着時と同じ状態を保つのは約三年間であり、歯肉の状態や咬合の状態の変化、金属の摩耗等によりこれを作り直す必要が生じてくること、加工義歯の耐用年数は、義歯を作る段階での歯牙の状態にもよるが、一般的には一〇年から二〇年位であり、本件義歯はすでに寿命を全うし、新たに作り直す必要性があること、原告の口腔内の歯牙の状態は日本人の五〇歳代の男性としては比較的良好の部類に入ること、が認められる(甲第二号証、証人Bの証言)。

ところで、生歯の損傷が公務上の災害に当たり、補綴治療により装着された義歯が破損した場合においては、その原因が別の事故、口腔内の管理不良又は高齢に達したこと等仮にこれが生歯であったとしても生じたであろうような事由であるときは格別、それが義歯固有の耐用年数の経過によると認められるときは、右義歯の破損と当初の生歯の破損との間には相当因果関係が存すると解するのが相当である。

そして、右認定事実及び前記争いのない事実等を総合すると、原告の場合、初発 傷病である歯綴欠損に対し歯科補綴(架工義歯の装着)の治療がなされたが、架工 義歯が耐用年数の経過により破損して本件傷病が生じたものということができるから、初発傷病と本件傷病との間に相当因果関係があるといえる。

- (2) 次に、症状の増悪について検討するに、以上認定の事実及び争いのない事実等によれば、原告の症状は、初発傷病の治癒時点においては、加工義歯を装着して療養を尽くした状態であったが、本件傷病により、咬合状態が不良になっているほか、加工義歯の支台冠の穿孔により支台歯が冷水にしみるようになって歯髄充血の疑いがもたれ、新たに義歯を作り直す必要が生じているのであって、本件傷病は初発傷病の治癒時点に比して症状が増悪していると認められる。
- 初発傷病の治癒時点に比して症状が増悪していると認められる。 (3) 最後に、治療効果が期待できるかどうかについては、前記一に認定したように、不良になった本件義歯を除去して支台歯の状態を肉眼やレントゲンで検査・必要な処置を施したうえ新たに義歯を作り直すことによって、歯髄充血の疑いに対する治療を行うことができ、また、咬合状態も現在の口腔状態に適合した良好なものにすることができるのであって、治療効果を期待できるといえる(第二回原告本のにすることができるのであって、治療効果を期待できるといえる(第二回原告本のにすることができるのであって、治療効果を期待できるといえる(第二回原告本のにすることができるのであって、治療効果を期待できるといえる(第二回原告者、内尋問によれば、原告は、現に、平成二年一一月から平成三年二月にかけて、佐賀県立病院好生館において、新たに架工義歯を作り直してもらったところ、約五〇万円の治療費を要したが、以後冷水等がしみることはなくなり、また、咬合状態も良くなったことが認められる。)。
- (4) 以上によれば、本件傷病は、再発についての前記三要件をいずれも充足しており、初発傷病の再発と認められるから、初発傷病の原因である本件事故と本件 傷病との間に相当因果関係があるといえる。従って、本件傷病は公務上の災害に該 当する。
- 3 ところで、被告は、本件傷病は、架工義歯を装着した場合に通常予想される範囲内のものであり、障害補償によりカバーされるべきであって、再発とは認められない、と主張するので検討する。

前記1にのべたとおり、公務上の災害による傷病が治癒したときに身体に障害が 残っている場合には、その障害の程度に応じて一定額の障害補償給付が支給ない。ところで、障害補償給付することになる。ところで、障害補償給付することによるで、障害補償給付することによるのである。ところで、四歯の欠損に対し歯科補綴を加える治療を受けてがいた。 の場合についていうと、四歯の欠損に対し歯科補綴を加える治療を受けてものの場合についていうと、四歯の欠損に対し歯科補綴を加えとによる、換言すれてものよいな義歯を装着した状態での一般的な平均的労働能力の喪失を障害結ばでれずると解されるのであって、義歯を装着していると解されてものであると解されるのであっても含めても含めては、「三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの」(中四級に対し歯科は、の当療費はの治療費にして、に関係が義歯を作り直したときの治療費は約五〇万円であった。)をも含んでに原告が義歯を作り直したときの治療費は約五〇万円であった。)をも含んで るとするには少額過ぎることからも肯定することができる。

なお、被告は、原告は、本件事故の加害車両の運転者Aとの間で、昭和四五年八月三一日、本件事故により原告が被った損害の賠償について示談し、示談金の支払を受けており、これにより、架工義歯を長期間使用して生じる摩耗等による損害についても、通常予想される損害として賠償を受けているから、本件傷病を再発と認めるべきではない、とも主張する。しかしながら、賠償をすでに受けたかどうかは、療養補償請求権の消滅に関することがらであって、公務上の災害の認定に影響を与える問題ではないから、右主張は失当である。 4 なお、わが国の災害補償制度において、義歯がどのように位置づけられている。

4 なお、わが国の災害補償制度において、義歯がどのように位置づけられているかみると、健全な四肢を有していた者が公務(業務)遂行中の事故によりこれを切断して義肢を必要とする場合やすでに義肢を装着していた者が公務(業務)遂行中の事故によりこれを破損した場合には、義肢は、義務として行われる「補償」との療養補償給付または療養給付ではなく、あのに対し、義歯を公務療養補償給付または療養とされているのに対し、義歯を公務療養補償給付または修理するのは「補償」としての療養補償給付または修理するのは「補償」としての療養補償給付または修理するのは「補償」としての療養補償給付または修理するのは、義歯は、義肢等の身体障害の活動に、表すしての対象とされている。これは、義歯は、義時等の身体であると異なり、むしろ生歯に近いものである、に、表場に重力が必ずによりをはであると、その表別により失ったるとがの取扱いは、わが国の各災害補償制度を通じ表務として行われる「補償」の対象によるを行うべきものとされているの健康上の重要性故に義務として行われる「補償」の対象によりに、表歯はその健康上の重要性故に義務として行われる「補償」の対象によるを行うによりにより失ったところ、その義歯が表別により失ったところによりを強力により失ったが表別により失ったが表別によりといる。といるをなったところ、その義歯が表別である。といるを行り直療が必要となったのである。

人身事故による損害賠償において、将来手術ないし治療することが必要かつ確実 なもの及び義歯等相当期間で交換の必要があるものの費用は事故と相当因果関係を 有する損害として認められていることとの対比においても、右のように解するのが 相当である。

#### 三 結論

\_\_\_\_以上のとおり、原告の本件傷病は公務上の災害と認められるから、これと異なる 認定を行った被告の本件処分は違法としてこれを取り消すこととし、主文のとおり 判決する。

(裁判官 生田瑞穂 岸和田羊一 青木晋)